水道・交通委員会資料 平成 22 年 4 月 23 日 水 道 局

新たなビジネスの展開について

新会社の定款(案)については、次のとおりです。

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、< 未定 >と称し、英文では< 未定 >と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 水道施設及びそれらに付随する施設の管理及び運営
 - (2) 水道施設及びそれらに付随する施設の設計、施工及び監理
 - (3) 水道施設及びそれらに付随する施設の調査及び診断
 - (4) 水道に関するコンサルティング、各種講習及び知識の普及啓発
 - (5) 水道に関する調査、研究及び開発
 - (6) 前各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役会のほか、取締役及び監査役を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主の住所等の提出)

第8条 当会社の株主又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた

ときも、その事項につき同様とする。

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある ときは、取締役の過半数の同意をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、 この場合にはその日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第10条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招 集する。
- 3 社長に事故あるときは、取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。
- 4 株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議により定める。

(議長)

- 第11条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。
- 2 社長に事故あるときは、取締役会で定めた順序により他の取締役があたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株 主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

- 第13条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、代理権 を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。
- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理 人を選任することはできない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第14条 当会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は1名以上とする。

(監査役の権限)

第15条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

(取締役及び監査役の選任)

第16条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる 株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任 する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

- 第17条 取締役の任期は、選任後2年以内、監査役の任期は、選任後4年以内の最終の決 算期に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期が満了すべき時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

- 第18条 取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役1名を選任し、当該代表取 締役をもって社長とする。
- 2 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第19条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締 役全員の同意があるときはこの限りでない。

(取締役会の決議方法)

第20条 取締役会は、取締役の過半数の出席によって成立し、決議はその過半数をもって する。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、会社の重要な事務の執行を決 定する。

(業務執行)

- 第22条 社長は、当会社の業務を統括し、他の取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。
- 2 社長に事故あるときは、取締役会で定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職金)

第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度及び決算期)

第24条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(剰余金の配当)

- 第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して行う。
- 2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金1億円とする。

(成立後の資本金)

第27条 当会社の成立後の資本金の額は、金1億円とする。

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式2,000株とし、1株の発 行価額は5万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成23年3月31日までとする。

(発起人の名称、住所及び引受株数)

第30条 発起人の名称、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住 所) 横浜市中区港町1丁目1番地

(名 称) 横浜市

代表者 横浜市水道事業管理者 水道局長 齋 藤 義 孝

(引受株式数) 普通株式 2,000 株

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

水道・交通委員会資料平成 22 年 4 月 23 日水 道 局

3月16日水道・交通委員会要求資料

- 1 社員の人件費(約450万円)内訳
- 2 平成21年度のラスパイレス指数の状況
- 3 地域手当

社員の人件費(約450万円)内訳

(単位:万円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項目	金額	備 考
給 料	約220	
期末勤勉手当	約80	
小 計	約300	再雇用嘱託職員の給与水準 ※1
労基法第37条に基 づき支給する時間 外、深夜の割増賃金	約30	
通勤手当	約60	限度額 55,000 円/月 ※2
法定福利費	約60	健康保険、介護保険、健康保険(期末)、厚生年金、雇用保険、労災保険 ※3
合 計	約450	

- ※1 本市の再雇用嘱託職員の年収を参考とした予算作成時点の試算値
- ※2 55,000円は、本市の通勤手当支給の1か月当たり限度額
- ※3 再雇用嘱託職員を雇用した場合の本市負担分

平成 21 年度

横浜市の給与・定員管理について

(平成22年3月 横浜市ホームページより抜粋)

ラスパイレス指数の状況

平成21年4月1日現在	平成16年4月1日現在
104.6	100.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準 を示す指数である。

【参考】地域手当補正後のラスパイレス指数

(平成21年4月1日現在)

104.6

- (注) 21年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
- ※ 「地域手当補正後のラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

地域手当(旧調整手当、S42~、H18~地域手当)

公務員給与に地域の民間賃金水準をより的確に反映させる目的で、公務員の給与水準 を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給する手当。

(参考) 根拠法令

・地方自治法第204条第2項

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

・横浜市一般職職員の給与に関する条例

(地域手当)

第10条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とし、その支給方法は、給料の例による。